

第7期安城市障害福祉計画・
第3期安城市障害児福祉計画
素案

令和5年10月
安城市

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障害者支援に関する近年の国の政策動向について	2
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
第2章	障害のある人を取り巻く現状	5
1	市の人口推移	5
2	障害のある人の現状	7
3	アンケート調査結果	14
4	関係団体等懇話会で出された意見	24
5	前計画の成果目標の達成状況	27
6	市の障害福祉サービス等に係る施策の課題	28
第3章	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標	31
1	施設入所者の地域生活への移行	31
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
3	地域生活支援の充実	33
4	福祉的就労等から一般就労への移行等	35
5	障害児支援の提供体制の整備等	36
6	相談支援体制の充実・強化等	37
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	38
第4章	障害福祉サービス等の見込み	39
1	見込量確保のための方策	39
2	障害福祉サービスの見込量	39
(1)	訪問系サービス	39
(2)	日中活動系サービス	41
(3)	居住系サービス	43
(4)	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	43

3	地域生活支援事業の見込量.....	44
	(1) 理解促進研修・啓発事業.....	44
	(2) 自発的活動支援事業.....	44
	(3) 相談支援事業.....	44
	(4) 成年後見制度利用支援事業.....	45
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	45
	(6) 意思疎通支援事業.....	45
	(7) 日常生活用具給付等事業.....	46
	(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	46
	(9) 移動支援事業.....	47
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	47
	(11) 任意事業.....	48
	(12) 地域生活支援促進事業.....	49
4	障害児通所支援・障害児相談支援の見込量.....	50
	(1) 障害児通所支援・障害児相談支援.....	50
5	その他の支援の見込量と確保策.....	51
	(1) 保育園等への障害のある子どもの受入れ.....	51
第5章	計画の推進.....	52
1	計画の推進.....	52
2	計画の進捗管理.....	52
資料編	53
1	安城市障害者福祉計画策定委員会.....	53
2	計画の策定経過.....	55
3	諮問・答申.....	56



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年5月には「障害者差別解消法」施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

また、令和2年3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障害のある人を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

こうした中、本市では、令和3年3月に策定した「第5次安城市障害者計画・第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画」において、「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんなしあわせ安城市～」を基本理念に、障害のある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちづくりを推進してきました。

このうち、「第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした「第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画」を策定します。

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、厚生労働省は令和5年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正を行いました。

【基本指針改正の主な事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・強度行動障害のある人等への支援体制の充実
 - ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害のある人の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
 - ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
 - ・地域における障害のある人の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組有及び連携した取組
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
 - ・地域におけるインクルージョンの推進
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
 - ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
 - ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化
- ⑦障害のある人等に対する虐待の防止
 - ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
 - ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

|| 3 計画の位置付け

「第7期安城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第3期安城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。これは、障害のある人の地域生活や一般就労等の支援に向けて達成すべき目標を定めるとともに、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援の見込量並びにその確保策を定める計画です。本計画は、本市における上位計画である安城市総合計画の障害福祉に係る個別計画と位置付けられるとともに、地域福祉計画で掲げる基本理念「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を障害福祉の視点から達成するための具体的な取組を示すものです。計画の推進にあたっては「基本指針」、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画や関連計画等との整合を図ります。

なお、本市の障害福祉に係る計画として「第5次安城市障害者福祉計画」があります。これは障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。この計画は6年間の計画であり、その中間で障害福祉計画及び障害者福祉計画を改定します。

|| 4 計画の期間

本計画は、基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

	和暦（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	R8
安城市 障害者 福祉計画	安城市障害者計画	第5次安城市障害者計画					
	安城市障害福祉計画	第6期安城市 障害福祉計画			第7期安城市 障害福祉計画		
	安城市障害児福祉計画	第2期安城市 障害児福祉計画			第3期安城市 障害児福祉計画		

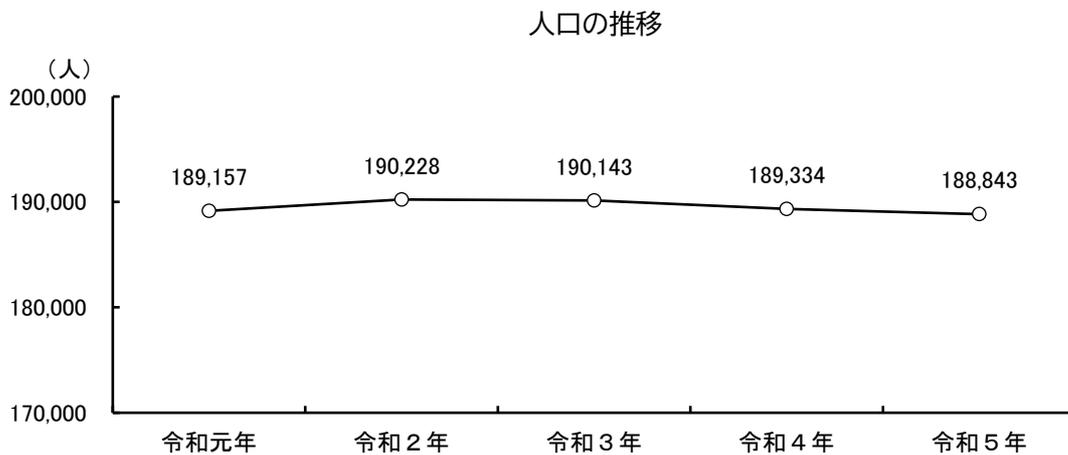


障害のある人を取り巻く現状

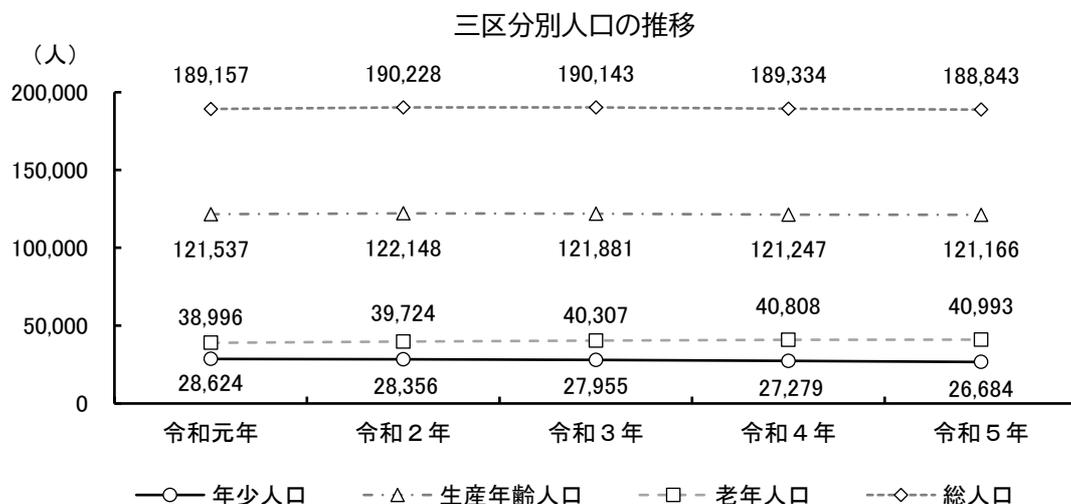
1 市の人口推移

(1) 市の総人口の推移

本市の総人口は令和2年をピークに、令和3年以降は減少しています。
また、年少人口（15歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。

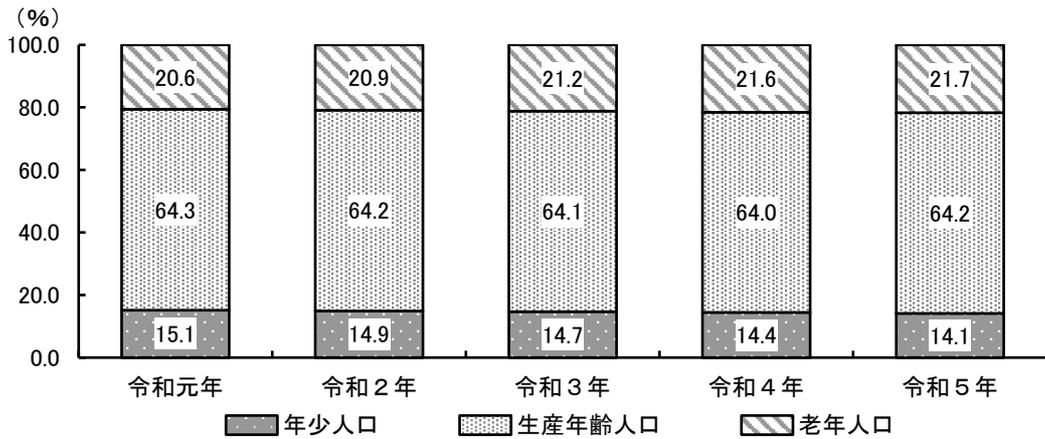


資料：総務省「住民基本台帳」※各年1月1日現在



資料：総務省「住民基本台帳」※各年1月1日現在

三区分別人口の割合の推移

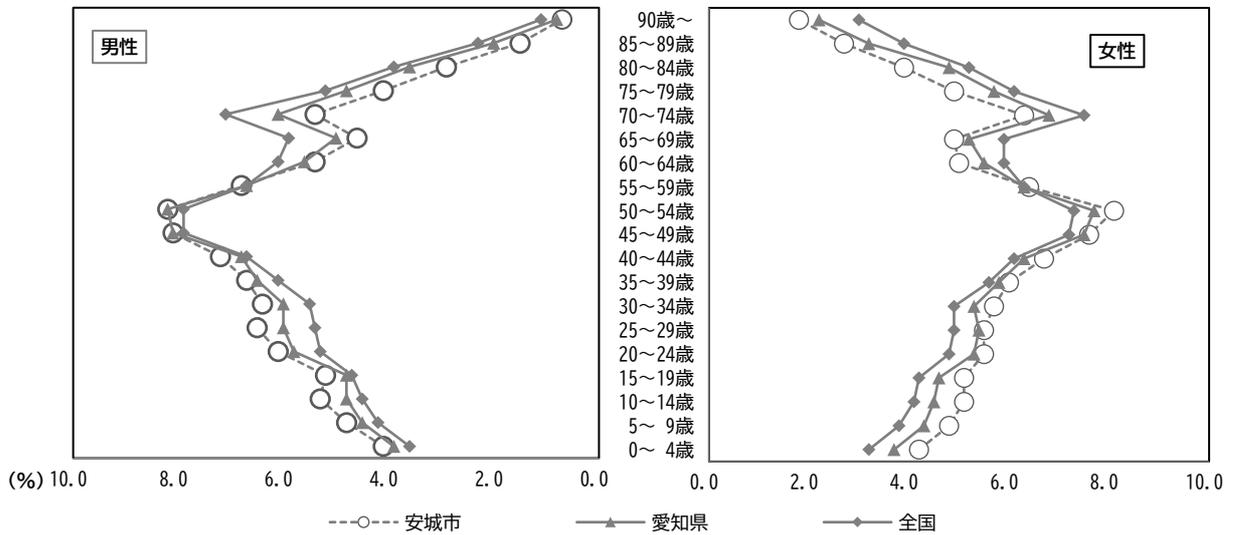


資料：総務省「住民基本台帳」※各年1月1日現在

(2) 人口の構成

人口の構成を見ると、全国及び愛知県と比べて、本市は54歳未満の割合が高く、55歳以上の割合は低くなっています。

人口の構成（5歳区分）



資料：総務省「住民基本台帳」※令和5年1月1日現在

2 障害のある人の現状

(1) 各手帳の所持者数と総人口に占める割合

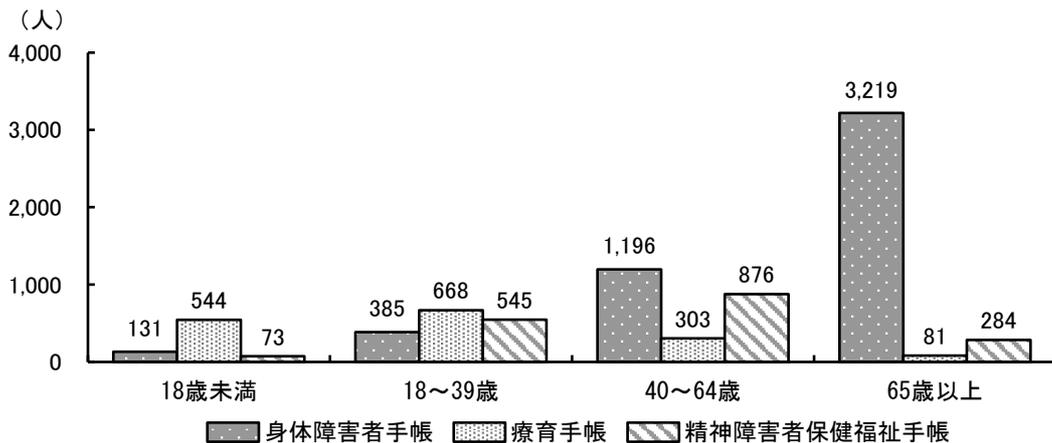
本市の各手帳所持者数の推移について、身体障害者手帳は横ばいから減少傾向にあります。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。令和5年4月1日現在、市民の約38人にひとりが身体障害者手帳を、約118人にひとりが療育手帳を、約106人にひとりが精神障害者保健福祉手帳を所持している計算になります。

過去5年間の総人口の増加割合が、0.2%減少であるのに対し、手帳所持者は7.9%増となっています。

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計	総人口に占める割合
令和元年度	5,010人	1,361人	1,323人	7,694人	4.07%
令和2年度	4,979人	1,410人	1,475人	7,864人	4.13%
令和3年度	4,986人	1,437人	1,524人	7,947人	4.18%
令和4年度	4,973人	1,526人	1,662人	8,161人	4.31%
令和5年度	4,931人	1,596人	1,778人	8,305人	4.40%

資料：安城市（令和5年4月1日現在）

障害者手帳所持者の年齢階層別内訳



資料：安城市（令和5年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の状況

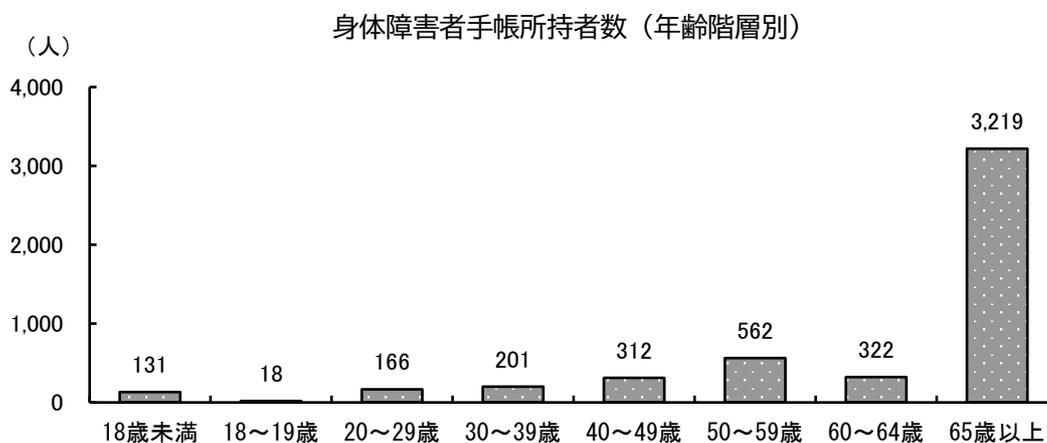
① 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者は、高齢者（65歳以上）が全体の65.3%を占めています。

単位：人

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴・平	音・言	肢体	内部
18歳未満	53	33	27	6	4	8	131	6	19	0	87	19
18～19歳	6	4	4	3	0	1	18	1	2	0	11	4
20～29歳	53	52	33	10	12	6	166	9	50	0	75	32
30～39歳	58	47	43	30	13	10	201	12	43	1	93	52
40～49歳	100	80	61	42	19	10	312	18	46	0	150	98
50～59歳	173	101	116	89	48	35	562	39	56	3	271	193
60～64歳	87	59	74	60	25	17	322	15	23	4	186	94
65歳以上	872	459	833	772	145	138	3,219	173	254	30	1,427	1,335
合計	1,402	835	1,191	1,012	266	225	4,931	273	493	38	2,300	1,827
うち65歳未満	530	376	358	240	121	87	1,712	100	239	8	873	492
うち65歳以上	872	459	833	772	145	138	3,219	173	254	30	1,427	1,335
65歳未満の割合(%)	37.8	45.0	32.3	23.7	45.5	38.7	34.7	36.6	48.5	21.1	38.0	26.9
65歳以上の割合(%)	62.2	55.0	67.7	76.3	54.5	61.3	65.3	63.4	51.5	78.9	62.0	73.1

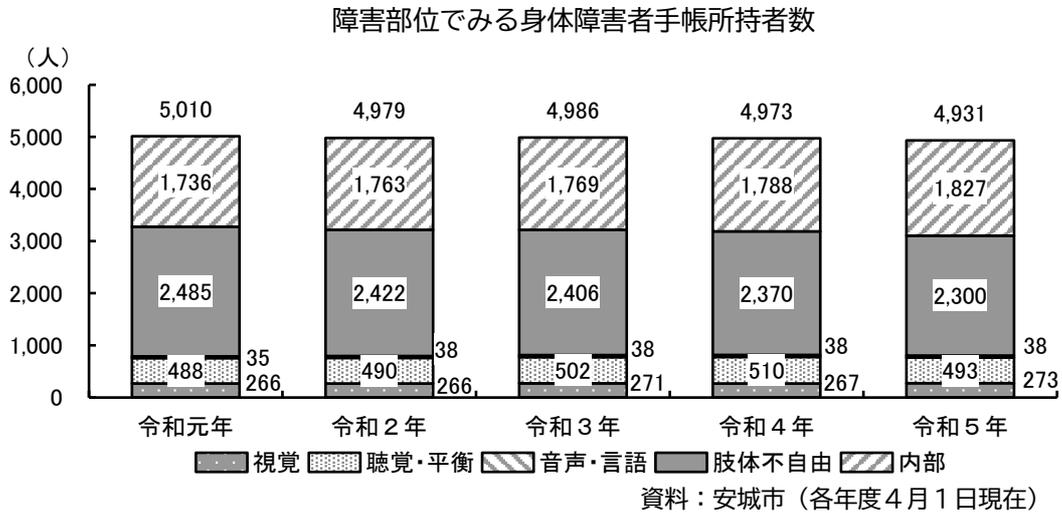
※ 障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴・平」は聴覚・平衡機能障害、「音・言」は音声・言語障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ（重複している）人については、代表的な障害部位で計上しています。



資料：安城市（令和5年4月1日現在）

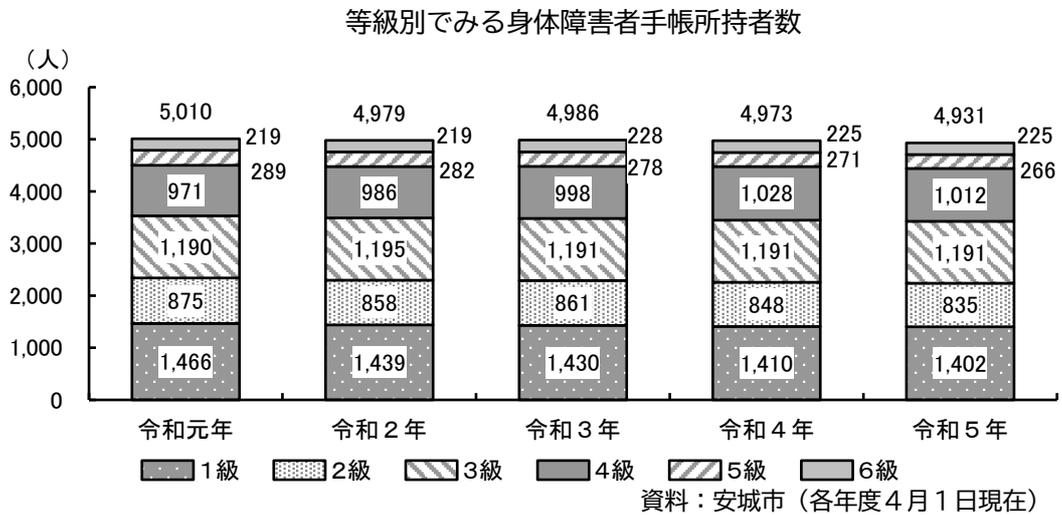
② 障害部位でみる身体障害者手帳所持者数

障害部位の推移を見ると、「肢体不自由」は減少、「内部」は増加しています。



③ 等級別でみる身体障害者手帳所持者数

等級別の推移を見ると、割合に目立った差異は見られません。



(3) 療育手帳所持者数の状況

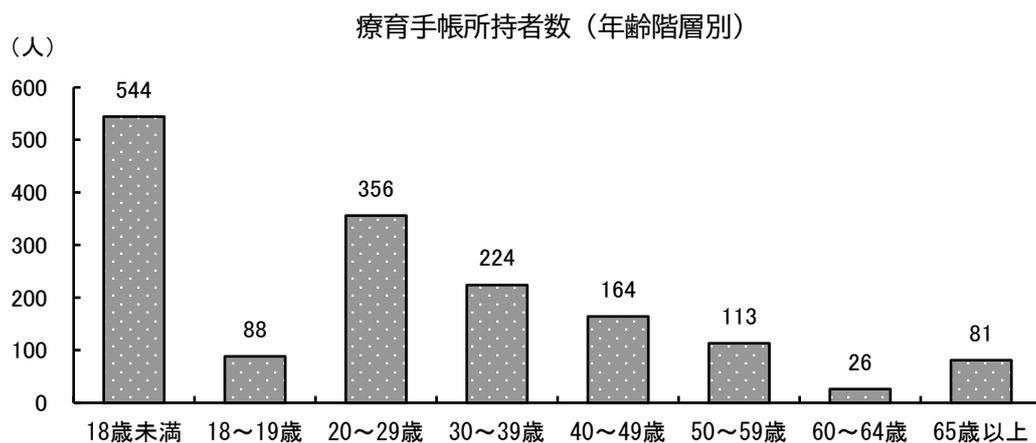
① 年齢階層でみる療育手帳所持者数

18歳未満の割合が全体の34.1%を占めており、早期発見・早期療育に努めていることもあり、療育手帳の取得数が年々増加しています。

単位：人

区分	判定別			計
	A	B	C	
18歳未満	161	120	263	544
18～19歳	21	28	39	88
20～29歳	150	86	120	356
30～39歳	73	70	81	224
40～49歳	76	50	38	164
50～59歳	56	43	14	113
60～64歳	8	13	5	26
65歳以上	44	33	4	81
合計	589	443	564	1,596

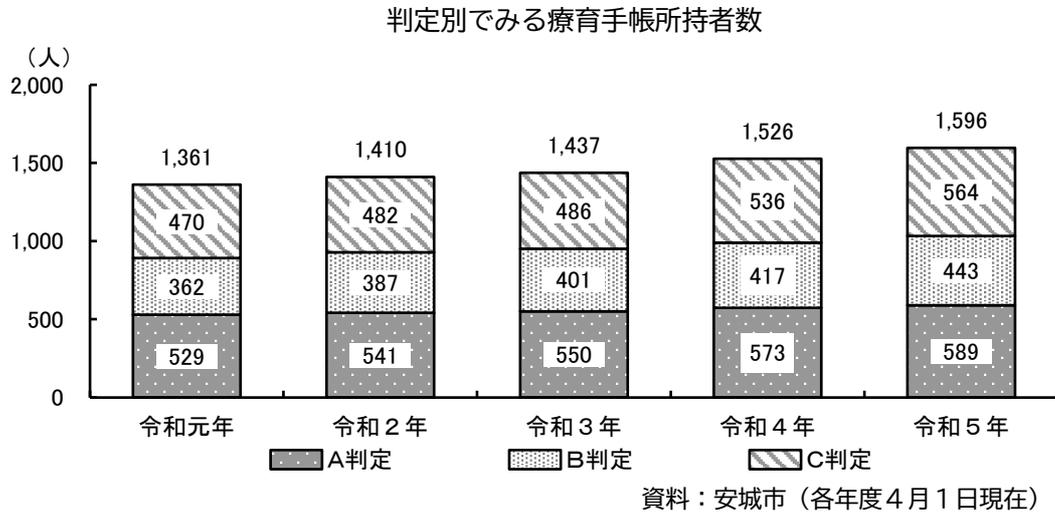
資料：安城市（令和5年4月1日現在）



資料：安城市（令和5年4月1日現在）

② 判定別でみる療育手帳所持者数

判定別の推移を見ると、いずれの判定も増加しています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

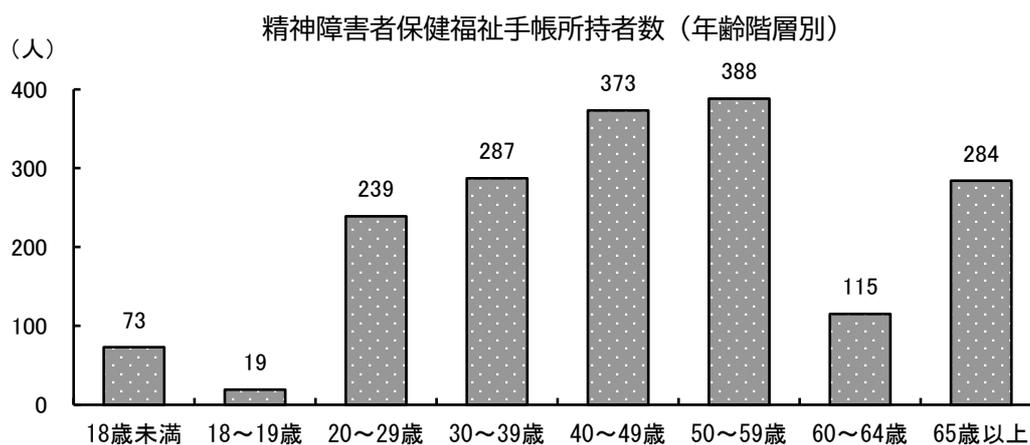
① 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

20～59歳の所持者数が全体の72.4%を占めており、特に40歳代、50歳代の所持者数が多くなっています。

単位：人

区分	等級別			計
	1級	2級	3級	
18歳未満	1	50	22	73
18～19歳	0	14	5	19
20～29歳	16	161	62	239
30～39歳	20	178	89	287
40～49歳	23	244	106	373
50～59歳	30	254	104	388
60～64歳	18	72	25	115
65歳以上	77	170	37	284
合計	185	1,143	450	1,778

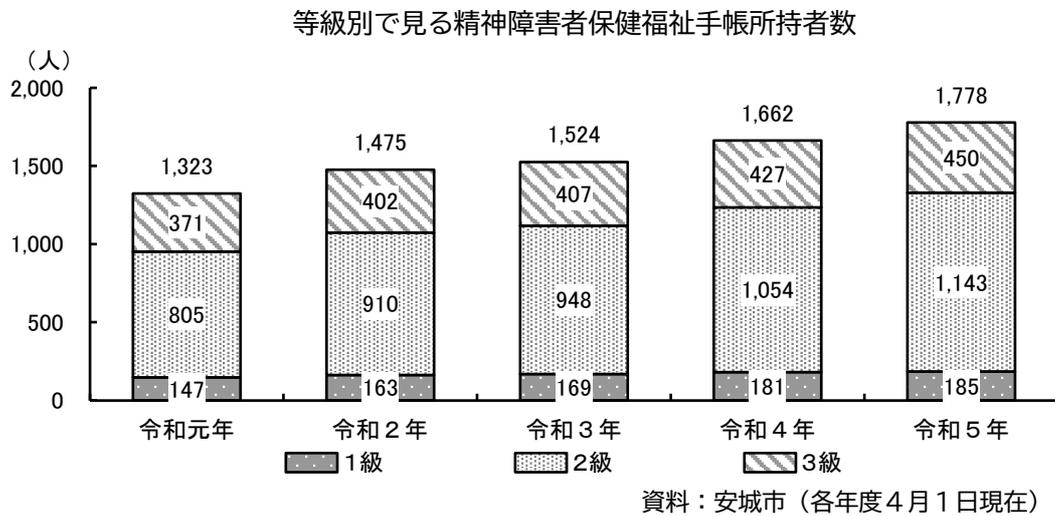
資料：安城市（令和5年4月1日現在）



資料：安城市（令和5年4月1日現在）

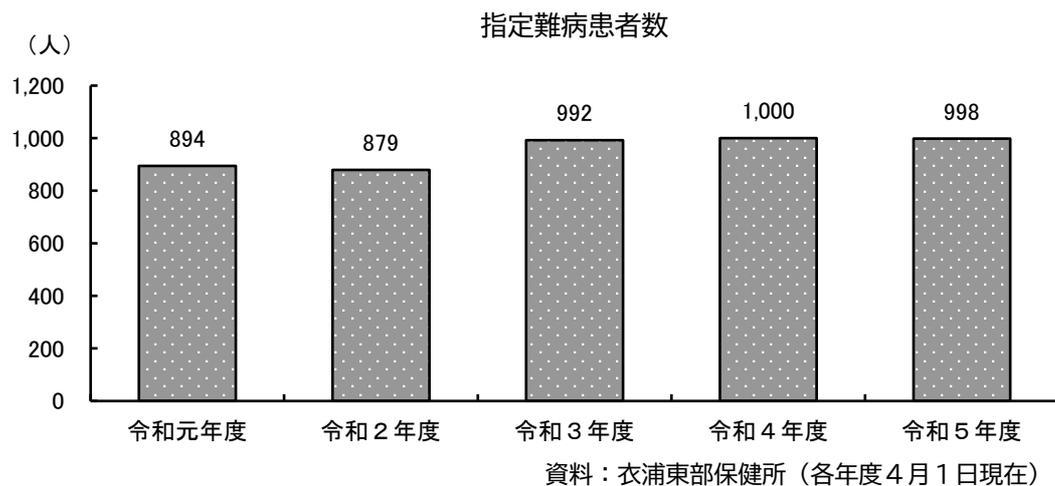
② 等級別でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別の推移を見ると、いずれの等級も増加しています。



(5) 難病患者等の状況

障害者総合支援法において対象となる疾病が定められていますが、その数は令和5年4月1日現在で366疾病です。対象となる疾病の患者数は把握できないため、代わりに、難病の患者に対する医療等に関する法律における医療費助成の対象となる疾患（令和5年4月時点で333疾病）の患者数を掲載します。



3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

本市にお住まいの障害のある人及び障害のある子どもの親を対象に、生活状況や福祉サービスの利用実態、要望等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。

② 調査対象

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児
調査対象の区分	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院）所持者	18歳以上の特定医療費（指定難病）受給者証所持者	18歳未満の障害者手帳所持児童又は児童発達支援等のサービスを利用している児童
配布数	600通	500通	575通	75通	250通
	1,750通				

※65歳以上の方は障害福祉サービス等受給者のみを対象としています。

③ 調査期間

令和4年12月20日～令和5年1月12日

④ 調査方法

郵送送付・郵送回収

⑤ 回収状況

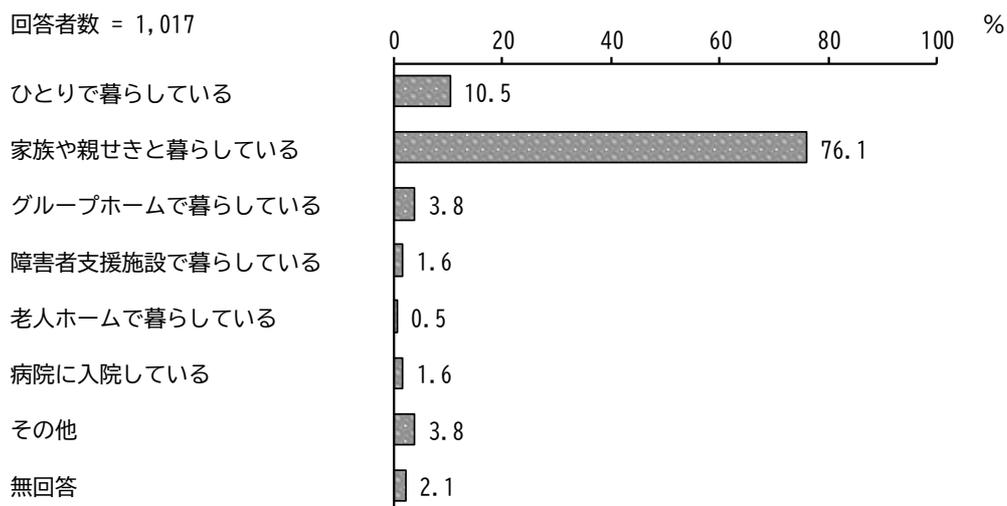
調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上	1,750通	1,017通	58.1%
18歳未満	250通	160通	64.0%

(2) 調査結果

調査結果の主なものを掲載します。

① 18歳以上対象調査

問10 現在どのように暮らしていますか。



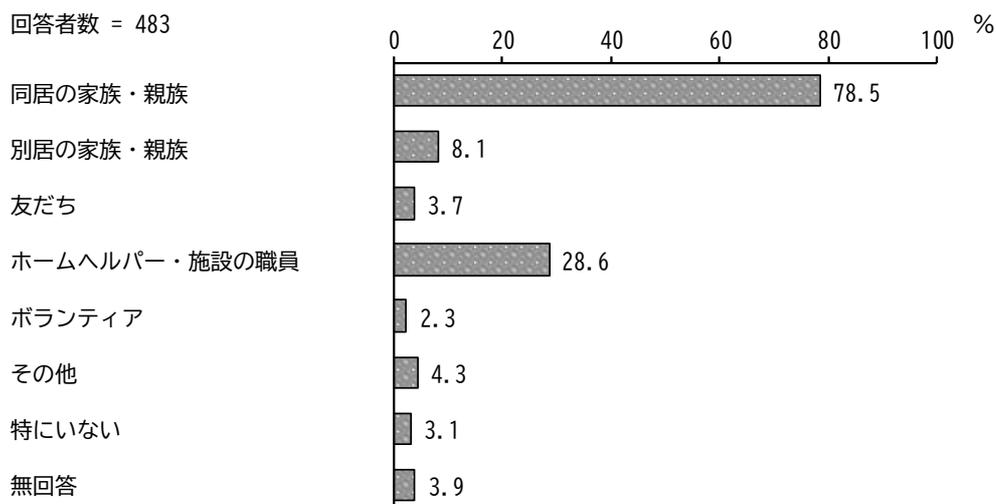
問11 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

単位：%

区分	回答者数 (件)	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
①食事	1,017	80.8	12.8	3.9	2.5
②トイレ	1,017	84.2	7.8	5.8	2.3
③入浴	1,017	77.9	11.6	8.2	2.4
④外出	1,017	61.8	21.0	14.5	2.7
⑤お金の管理	1,017	59.5	19.2	18.6	2.8
⑥家族以外の人との会話	1,017	69.3	19.4	7.8	3.5

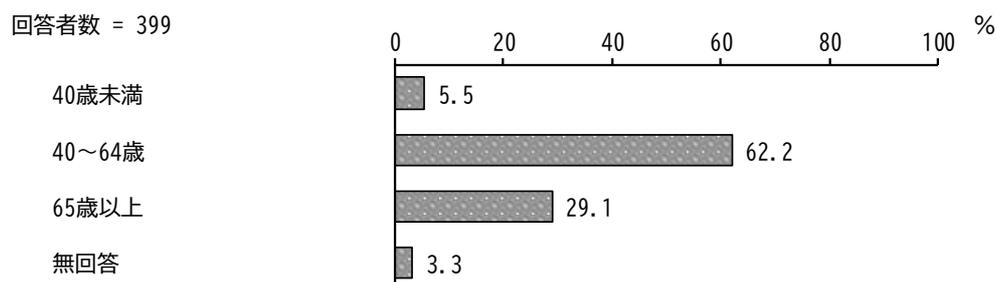
問11-1 介助してくれるのはだれですか。(複数回答可)

(問11で一つでも「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答した人が対象)

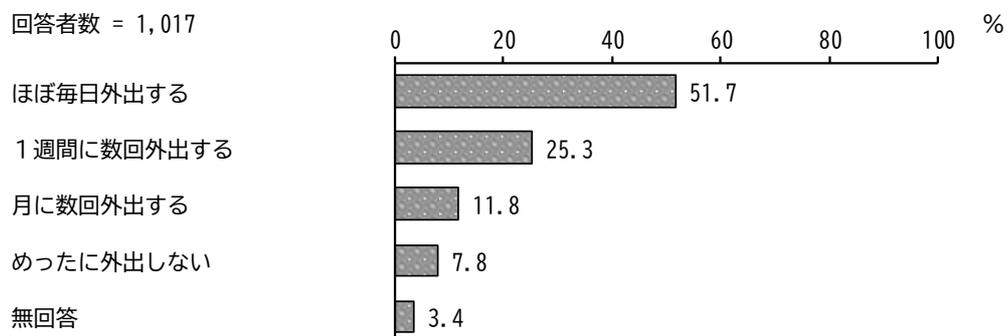


問11-2 介助する家族・親族の年齢

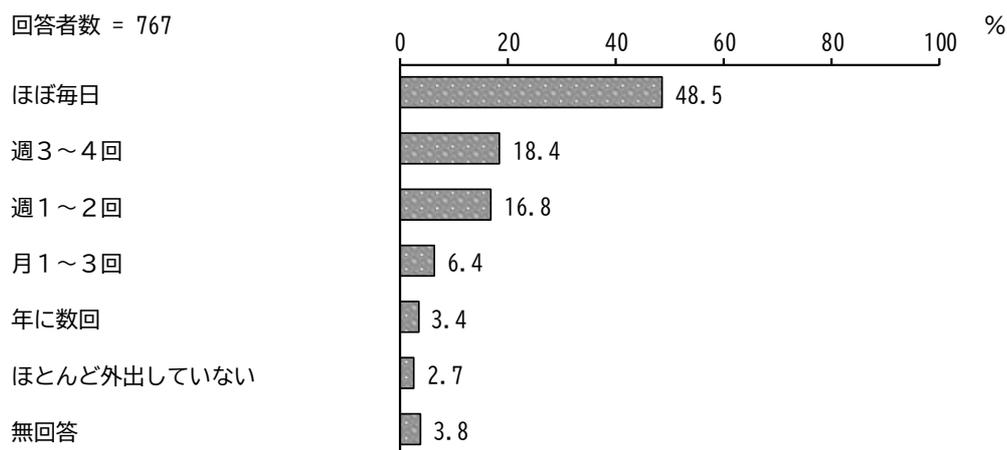
(問11-1で「同居の家族・親族」「別居の家族・親族」と回答した人が対象)



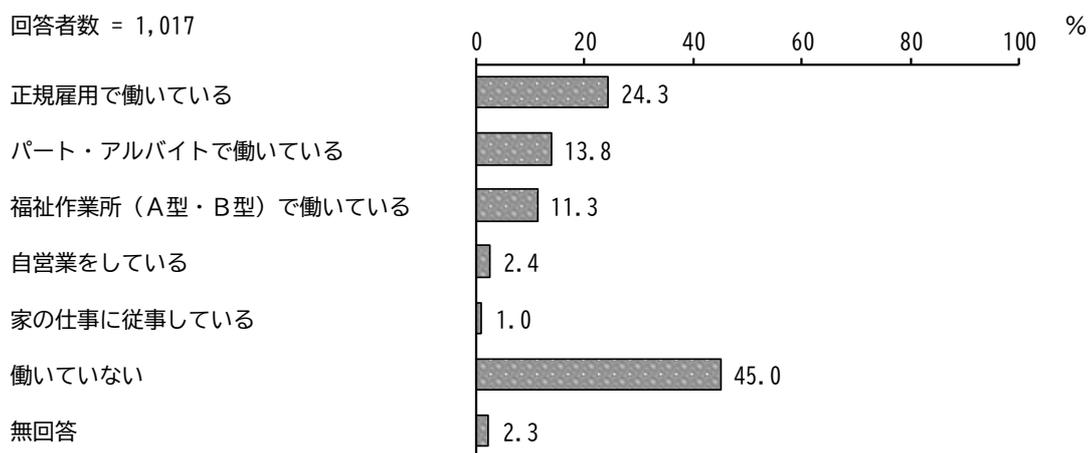
問12 あなたはどの程度外出しますか。



【参考 平成28年度調査】



問14 現在収入を得て働いていますか。



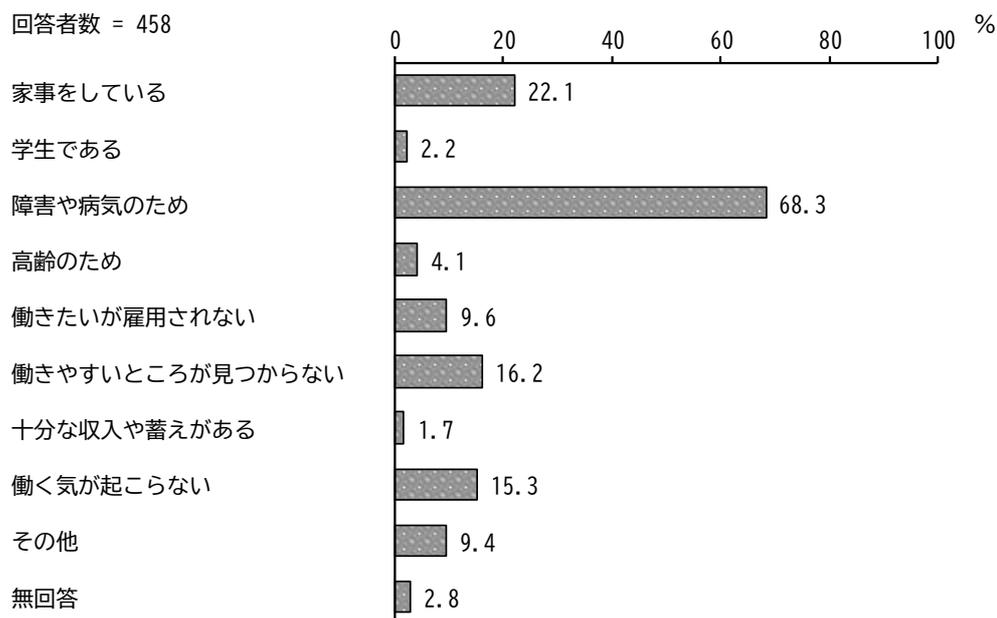
【性別】

単位：%

区分	回答者数(件)	正規雇用で働いている	パート・アルバイトで働いている	福祉作業所(A型・B型)で働いている	自営業をしている	家の仕事に従事している	働いていない	無回答
全体	1,017	24.3	13.8	11.3	2.4	1.0	45.0	2.3
男性	569	34.8	10.4	10.5	3.5	0.7	38.0	2.1
女性	428	11.2	18.5	12.4	0.9	1.4	54.0	1.6
回答したくない	13	7.7	15.4	15.4	—	—	53.8	7.7

問14-1 働いていない理由は何ですか。(複数回答可)

(問14で「働いていない」と回答した人が対象)



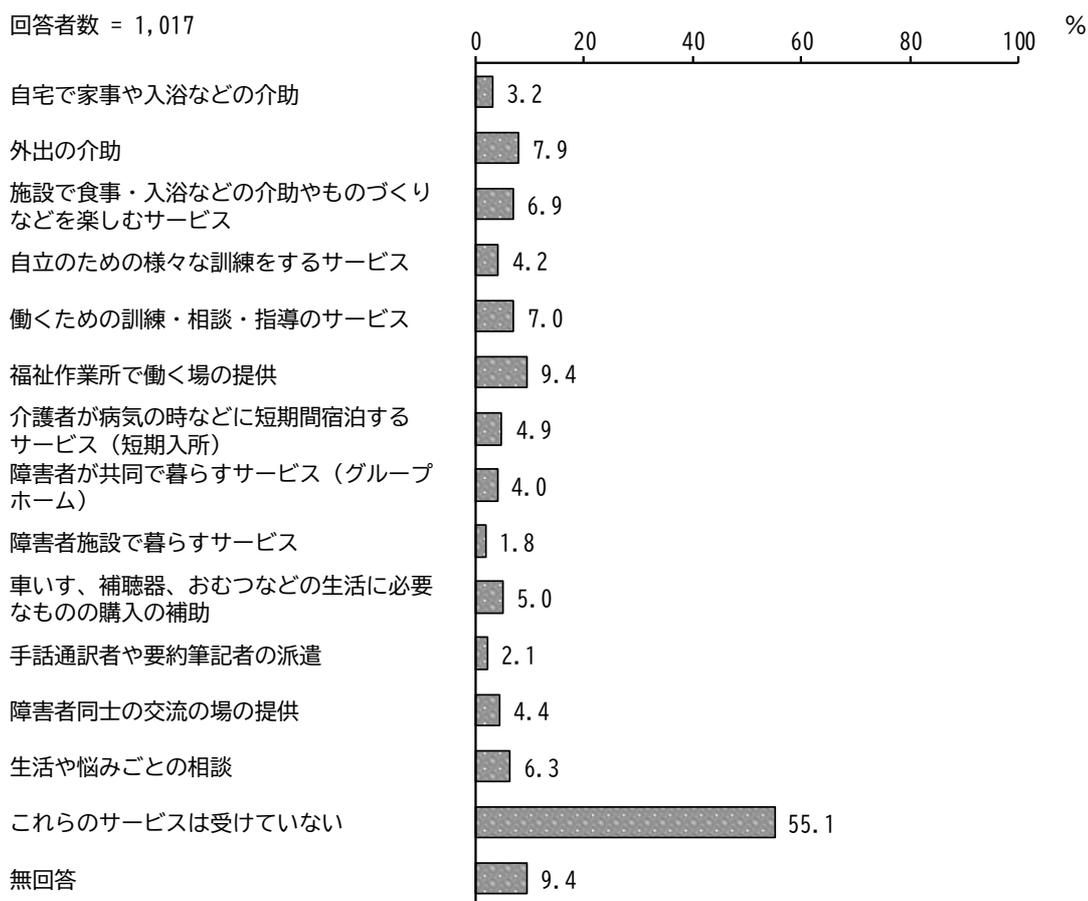
【障害種別】

単位：%

区分	回答者数(件)	家事をしている	学生である	障害や病気のため	高齢のため	働きたいが雇用されない	働きやすいところが見つからない	十分な収入や蓄えがある	働く気が起こらない	その他	無回答
全体	458	22.1	2.2	68.3	4.1	9.6	16.2	1.7	15.3	9.4	2.8
身体障害のある人	208	17.8	1.4	76.9	3.4	7.2	8.7	1.4	9.1	4.3	1.9
知的障害のある人	115	5.2	5.2	66.1	1.7	7.0	7.0	—	7.0	12.2	6.1
精神障害のある人	178	21.3	0.6	79.2	2.2	14.6	24.2	1.1	23.0	10.1	1.1
難病患者	59	28.8	—	71.2	8.5	8.5	18.6	—	3.4	3.4	—

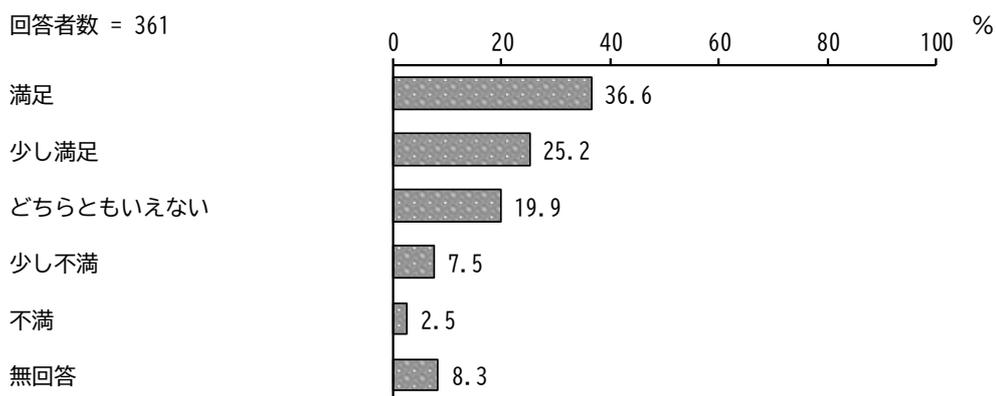
※ 区分の重複あり

問15 あなたは次のサービスを受けていますか。(複数回答可)

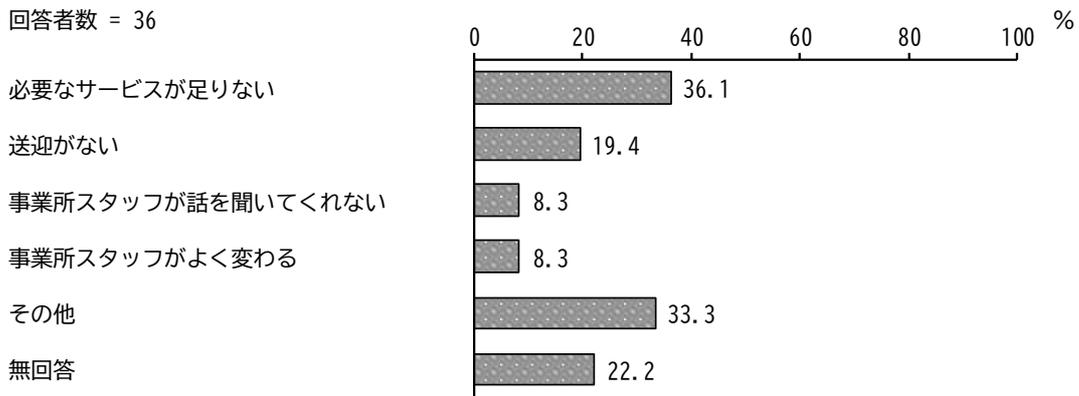


問15-1 そのサービスにどれくらい満足していますか。

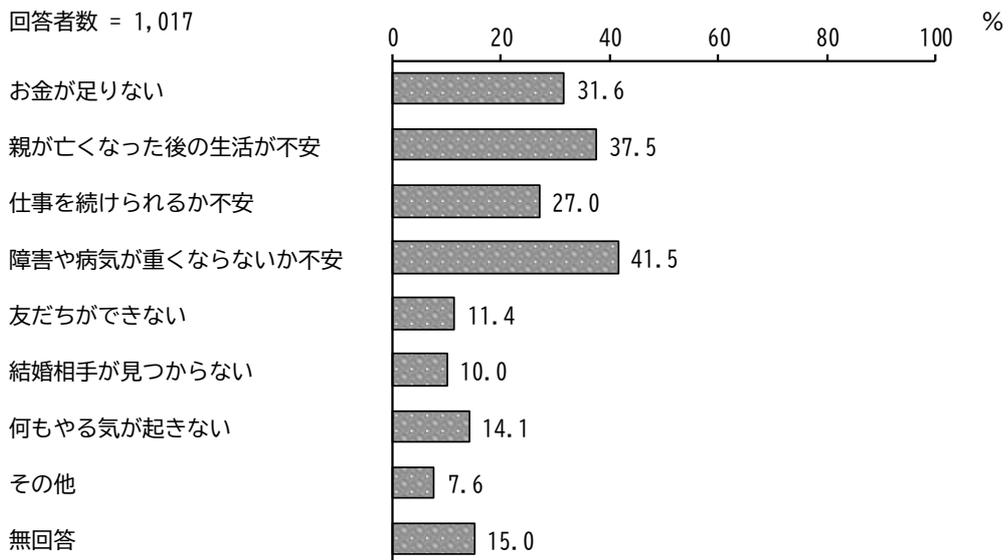
(問15で「これらのサービスは受けていない」以外に回答した人が対象)



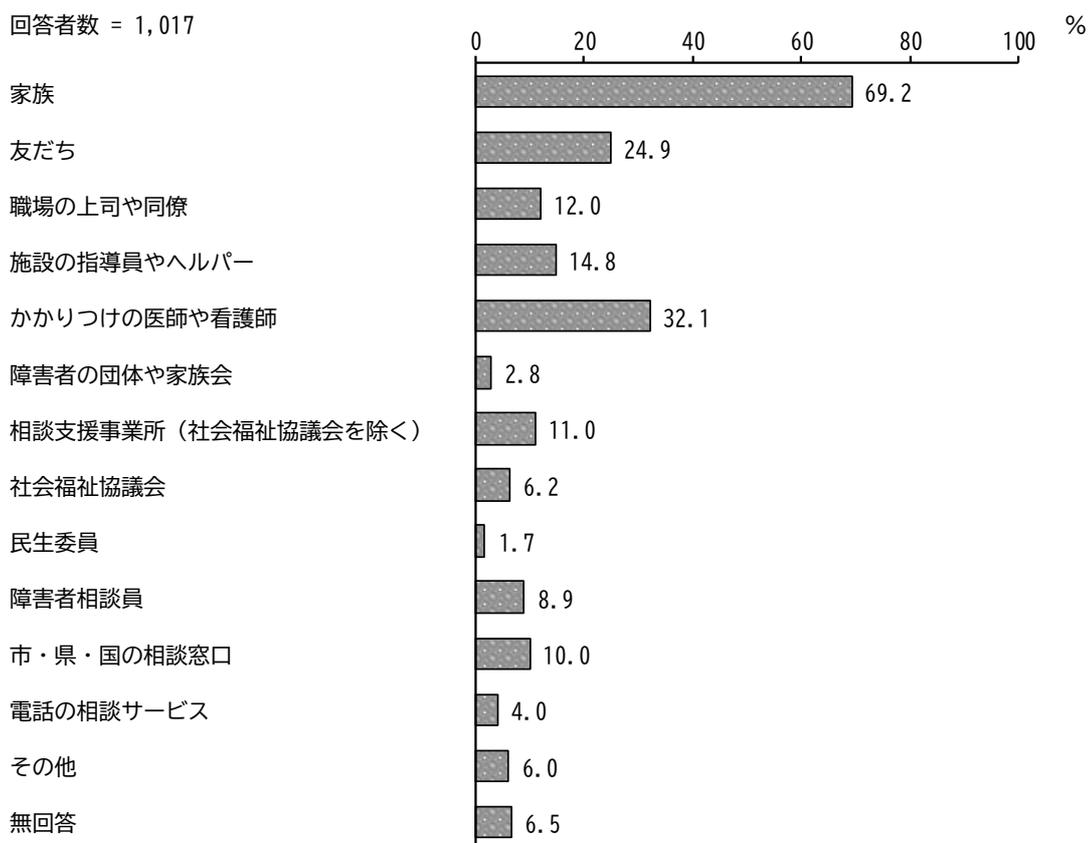
問15-2 そのサービスに不満な理由は何ですか。(複数回答可)
 (問15-1で「少し不満」又は「不満」に回答した人が対象)



問16 現在不安なことや困っていることはありませんか。(複数回答可)



問17 悩みや困りごとがあったらだれ（どこ）に相談したいと思いますか。
（複数回答可）



問26 障害福祉サービス等へのご意見・ご要望がございましたらご記入ください。
（主なものを抜粋）

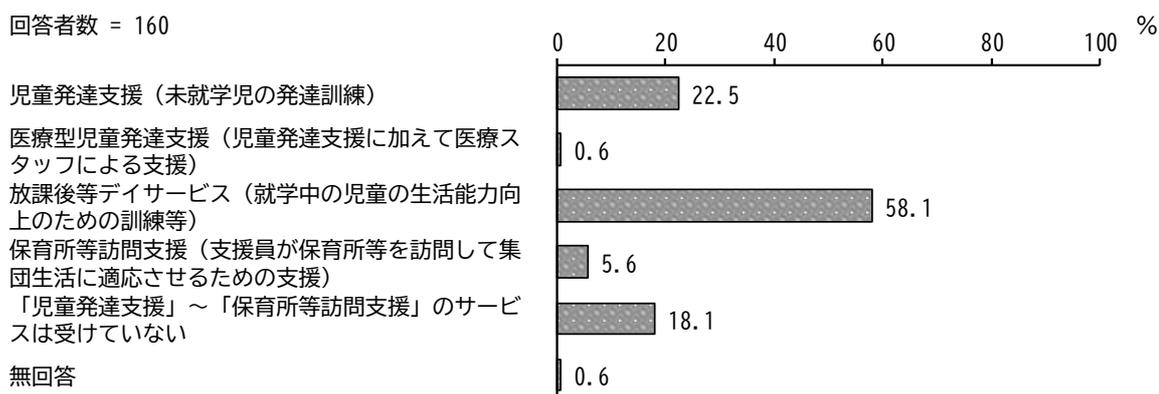
- ・現在は両親が毎日生活を援助しているが高齢のため心配しています。いずれ、福祉サービスをお願いしたいと思っています。今は週1回福祉センターでの「点字教室」に通っています。
- ・女性の社会復帰ができるようになってきた世の中ですが、やはり障害の子を抱えていては時間的制約があり、限られてしまいます。午後4時以降預かっていただけるサービスがあると嬉しいです。
- ・令和4年11月より介護保険制度に切り替えたため、障害福祉サービスを受けていない。両制度の併用の必要性があったが、前例が無いとの理由で適用されなかった。前例に捉われずに市民のためにより良い制度や仕組みを作っていくのも行政の責務と考えます。
- ・入所施設に入る時など、今とかわらない状態で出会った方々と別れる事なくつながっていけるといいと思います。医療もありの施設、親なきあとも安心なのではと思います。自宅の近くにあるといいです。

- ・家族が特定難病です。毎年の手続きが正直大変です。本人や家族の各種手続きがもう少し軽減するよう御検討頂ければ幸いです。

② 18歳未満対象調査

問12 お子様は次のサービスを受けていますか。

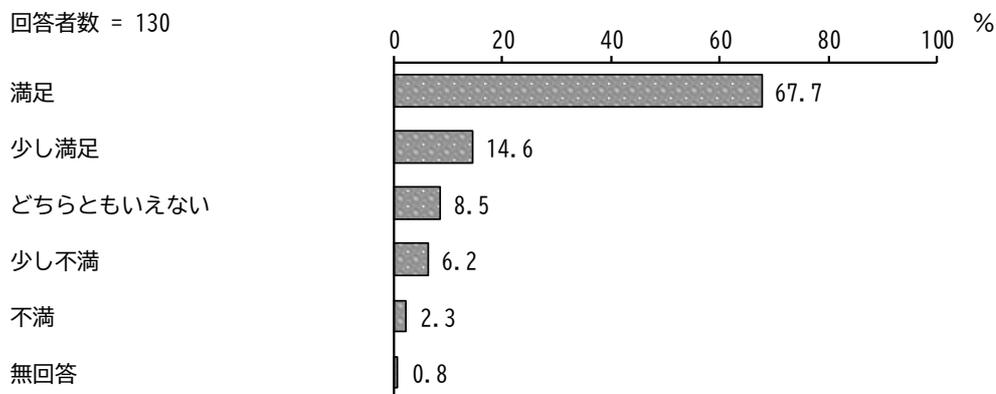
回答者数 = 160



問12-1 そのサービスにどれくらい満足していますか。

（問12で「サービスは受けていない」以外に回答をした人が対象）

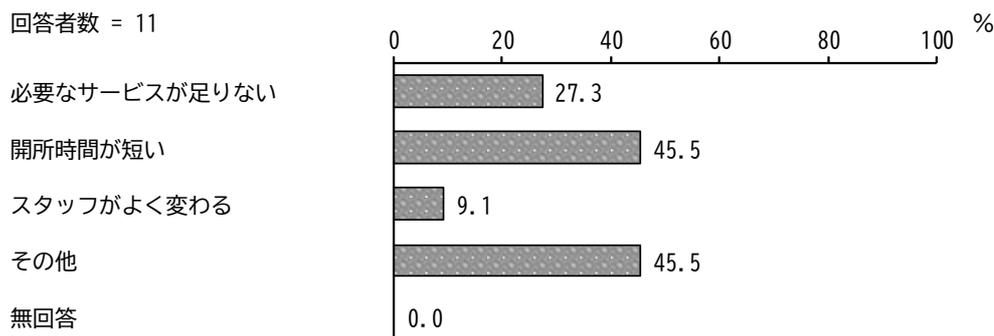
回答者数 = 130



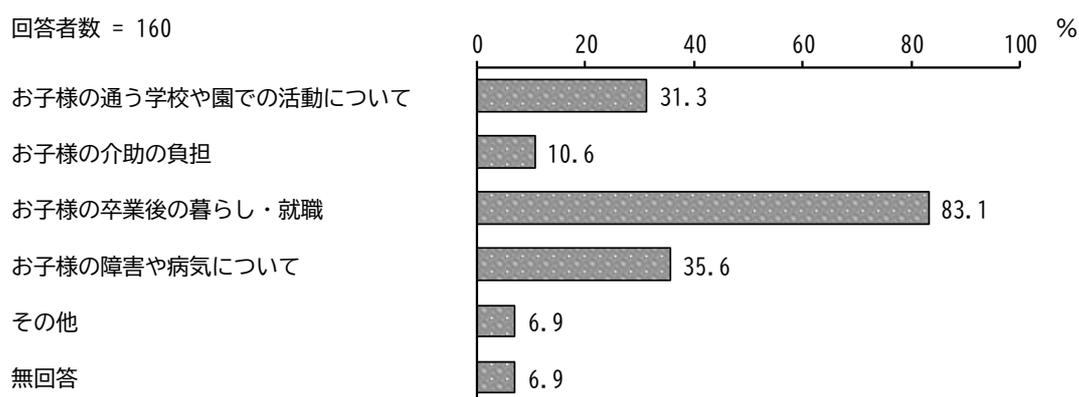
問12-2 そのサービスに不満な理由は何ですか。（複数回答可）

（問12-1で「少し不満」又は「不満」に回答した人が対象）

回答者数 = 11



問14 現在不安なことや困っていることはありませんか。(複数回答可)



問18 最後に、障害児福祉へのご意見・ご要望がございましたらご記入ください。 (主なものを抜粋)

- ・ 高校生までは、放課後デイなど充実したサービスを受ける事ができ感謝しています。ただその後がない為、不安を感じる。将来に向けて、自立する為の訓練の場が欲しい。短期入所なども、限られている為、利用したくてもできない。親から離れ、生活するという事を練習し経験をかさねて、自立に向け自信をつけるような場所、サービスを望んでいます。
- ・ 学校に通学するのにあたり、毎日の送迎が必須となり、仕事を継続するのが難しくなっています。障害のある子の親でも、社会へ出たい、将来の生活資金を貯めたい、普通の事が介護等の時間の制約でできないのが現状です。どうか、そういった事にも、福祉サービスが利用できるようにして頂きたいです。
- ・ 安城市は手厚いので助かっています。息子は手帳がほしいですがもらえない状況です。他市では手帳がないと支援級にいけないところもあるようです。グレーゾーンの子も福祉サービスを受け続けられるようお願いします。
- ・ 兄弟児に対してのケアがいきとどいてない気がします。自分自身も兄弟児だったので、昔とあまり変わらない現実にもヤモヤモしています。障害児に福祉が十分にいきとどいていけばヤングケアラーも減るかもしれません。
- ・ 我が子は支援級から支援学校高等部に進むことができましたが、支援級で9年過ごした子が、望んでも支援学校に入学できないケースが多くあることに不満を感じます。ボーダー児へのケアも重視してほしいです。

4 関係団体等懇話会で出された意見

令和5年1月31日に関係団体等懇話会を開催しました。関係団体等懇話会は、市内の障害当事者団体、家族団体、障害福祉サービス事業者、障害福祉ボランティア団体及び特別支援学校が集まって本市の障害福祉について意見交換する場です。この懇話会では、本計画策定について事前に提出していただいたヒアリングシートをもとに意見交換をしました。その主なものを紹介します。

(1) 相談支援体制について

- 団体の活動に対する相談先として、行政機関や関係団体・機関との連携を図っていますが、相談する場がない団体もあり、連携体制の強化が求められる。
- 学齢期を終えた障害者と家族に対しては、新しい制度や支援内容などの情報提供の体制が十分でない。また、縦割りの行政組織のため、課などの枠を超えての情報や相談の共有が難しい状況である。
- 相談支援を行うスタッフが少ないため、多くの利用者を抱える場合があり、相談支援業務が負担となり、離職につながっている場合もある。相談業務では経験と高いスキルが求められるが、業務過多の状態が続いており、担い手が少ない状況であり、処遇の改善等が必要である。
- 利用者が、誰にどのように相談したらいいのかわからない状況がある。また、主な相談相手が家族である場合も多く、親亡き後に不安を感じる。さらに、窓口まで来ない人や来れない人もおり、アウトリーチ的な相談支援も必要である。
- 数回の相談で解決しない問題が多く、当事者と行政、相談員、関係機関などが検討できる場が必要である
- 聴覚障害者（補聴器・人工内耳）の相談できる場所がない。
- 聴覚障害者の声は市役所に届きにくい。また、情報の格差故に問題を問題と感じていない人もいるため、支援してほしい。

(2) サービス利用について

- 医療的ケアの必要な人に対しては、その人に応じたサービス利用ができるよう事業所の増加や医療的ケアの必要な方の送迎等の支援が必要である。
- 学齢期までは学校や保健センターなどからの情報提供や相談支援があるが、卒業後は、情報収集は個人任せになっており、情報へのアクセシビリティの保障の格差が実際のサービス利用の格差につながっていることが懸念される。

- 移動支援については、バスの運行の拡充やタクシー券の拡充、送迎サービスや公共交通機関の充実等が求められている。
- 最近、障害の重度化が進み、個別対応が必要な方が増えている。特別支援学校では、生徒8人に対し職員3、4名の体制であるが、施設ではそれだけの配置は難しい。
- 障害のある人が、地域生活の定着を進める必要があり、重度訪問介護の事業所が市内に必要である。事業所が重度訪問介護に参入できるよう支援が必要である。
- 入所施設からの地域移行を進める中で、指定特定相談支援や障害児相談支援事業の需要はあるが、相談支援事業所や相談支援専門員が不足している。
- 強度行動障害の方の利用できるサービスが少ない。送迎が必要な方が増えてきていて、難しくなっている。
- 介護保険適用外の障害のある方で、65歳以上の方の日中活動の場及び生活の場が必要である。
- 新たなサービス創設以前に、情報提供の窓口と情報提供のための手段の提供（アクセスしやすい情報拠点の整備、デジタル手続きの講習会の開催など）が必要である。
- 共生型サービスの展開を官民協働で検討してほしい。
- 就労継続B型事業と生活介護事業の併用利用ができるようになるとうい。
- 当事者やその家族等の居場所やグループホーム等を充実してほしい。

(3) 療育・教育・就労について

- 指導者によって子どもの精神状態に大きな差があったり、障害についての知識が十分でない場合もある。障害児に対応する教員数が不足しているため、十分なケアが受けられない状況である。
- 虐待防止も意図して、事業所が善意で障害児と家族の生活の大半を支えていても、結果として障害児の家庭での居場所がなくなったり、家族の障害理解を阻害したりしていたら、学齢期後に家族が障害児と向き合えるのか心配です。家族が障害を理解し、家族として時間を共有する中で障害児をサポートできるよう、支援する体制を作り、両輪の支援で支える必要がある。
- 学校や放課後デイなど個別対応が進む中で、施設での集団生活に馴染めない人が増えてきています。また、就園移行、就学移行時に学校側、保護者側、事業所側との認識のずれが大きい場合がある。関係機関の連携体制の構築や強化が必要である。
- 就園先、就学先の環境のばらつきが大きいので、園、学校選びに苦労し、保護者が疲弊してしまう場合がある。インクルーシブ教育の環境の充実が必要である。

- 障害者の就労先の職種が限定的である場合が多く、合理的配慮や障害特性に合った職場環境の提供が求められる。
- 障害者雇用は、正社員での募集が非常に少なく、フルタイムのパートが多い。また、精神障害者の就労が進んでいなく、障害のある人の雇用機会の拡充が必要である。
- 障害のある人の一般就労するために必要なこととして、一般企業の方は、障害特性に応じた支援のあり方の理解が必要であり、障害のある方は、一般企業から求められていることを理解できることが必要である。また、体験就労の機会の充実や、実際に現場に入っている支援（ジョブコーチなど）等が必要である。
- 社会情勢の厳しさで離職して、高度な社員教育を受け続ける機会を失った人やデジタル社会に自信を持って適応しづらい人も多い状況であり、早期のリカレント教育が有効であり、情報提供が必要である。

（４）障害のある人への理解、偏見や差別について

- 難聴者・中途失聴者などさまざまな障害のあることを知らない人が多く、より一層障害への理解の促進が必要である。
- 障害のある人の家族に対して配慮が必要だということについて、障害に関わらず、すべての人に思いやりを持った配慮を考えてほしい、ユニバーサルデザインの考え方の浸透が必要である。また、相談できる場所の充実が必要である。

（５）障害のある人が地域で暮らすための支援や施策について

- 自ら福祉サービスを求めることが難しい障害のある人へのアウトリーチ的な支援が必要である。また、地域につながって生活していくため、グループホームを充実させてほしい。
- 障害のある人やその家族に対する相談支援の充実や、福祉団体、保健所、社協、医療機関、行政等横の連携による支援体制が機能する仕組づくりが必要である。
- 地域で障害のある人が自立して生活していくため、家族亡き後も考えて、定期的なカウンセリングや相談支援できる場や機会の充実が望まれる。

5 前計画の成果目標の達成状況

		令和元年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	目標値
入所施設からの地域生活移行者数累計		0	1 (累計)	6
施設入所者数		85	80	83
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討		1回	1回	年1回以上
年間 一般 就労 移行 者数	就労継続支援A型	6	15	8
	就労継続支援B型	1	2	2
	就労移行支援	16	18	21
	生活介護	0	0	0
	自立訓練	0	0	0
児童発達支援センターの設置数		1か所	2か所	1か所以上
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		構築済 (1か所)	構築済 (4か所)	体制構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数		4か所	5か所	1か所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数		2か所	2か所	1か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1か所	1か所	1か所以上
医療的ケア児等コーディネーターの配置数		3人	8人	配置有
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を実施する体制の確保		実施	実施	実施
愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加		実施	実施	実施
関係事業所等との審査支払に係る分析結果の共有		実施	実施	実施
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数		算定なし	7人	7人
就労定着支援事業所のうち就労定着率が6割以上の事業所		市内に就労定着支援事業所がない	市内に就労定着支援事業所がない	事業所全体の7割以上

Ⅵ 市の障害福祉サービス等に係る施策の課題

(1) 8050問題への取組

引きこもり等経済的自立のできない人を高齢の親が支えるいわゆる8050問題は、介護が必要な障害のある人を抱える世帯にもあります。親が介護負担をできなくなり、子の自立が課題となるケースが増えています。親が元気なうちから障害のある人が地域で生活できる場の準備をしていく取組の重要性が増しています。

(2) 外出支援の充実

障害福祉アンケート問12「あなたはどの程度外出しますか」の回答は、「月に数回外出する」11.8%、「めったに外出しない」7.8%、合わせて19.6%あります。6年前のアンケートと比較すると、「月1～3回」6.4%、「年に数回」3.4%、「ほとんど外出していない」2.7%、合わせて12.5%あり、外出頻度の少ない人が増加していますが、新型コロナウイルス流行の影響も考えられます。障害のある人の社会参加を増やすために、地域での交流の機会を増やしたり、移動支援などの外出を支援するサービスを充実させる必要があります。

(3) 介護員の不足

自立支援協議会や関係団体等懇話会において、介護員が不足しているという声をよく聞きます。特に、移動支援や訪問入浴のサービスを利用したくても介護員の都合がつかずに利用できない時がよくあるという声が多いです。実際に介護員不足を理由に閉鎖される事業所も出ています。

(4) 相談支援専門員の不足

計画相談件数が右肩上がりが増加しているのに対し、サービス等利用計画書を作成する相談支援専門員数が横ばいで増えていません。このため、一人で多くの要支援者を抱え、十分な相談ができないことも危惧されます。

(5) 重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れ可能なグループホームの不足

グループホームは施設数・利用者数ともに伸びていますが、重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れられるグループホームは少ないです。入所施設からの地域移行を進めるため、また、精神病床からの地域移行を進めるため、その受け入れ先として重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れ可能なグループホームを増やす必要があります。

(6) 強度行動障害のある人とその家族への支援

強度行動障害のある人はその特性から受け入れ先が見つかりにくく、家族の負担が大きいです。また、支援に当たる介護員の負担も大きいです。強度行動障害のある人には高い支援力が必要であり、支援体制の整備が求められています。

(7) 急増する障害児通所支援の質の確保

放課後等デイサービス、児童発達支援等の利用者は、発達障害児等の早期発見・早期療育のため、近年右肩上がりで増え続けており、それに合わせて、その事業所も急増しています。そのため、質の低下が懸念され、質の確保が課題となっています。

(8) 就労支援の充実

障害者雇用率は、民間企業については令和5年度は2.3%以上、令和6年度は2.5%以上、令和8年度は2.7%以上とすることが義務付けられています。愛知県内の民間企業では、令和4年6月1日現在で2.19%であり、全国平均の2.25%よりも低いです。就労は自立した生活の基盤になるとともに、生きがいや社会参加にもつながります。合理的配慮や仕事の切り出しによって就労できる人は多くいますので、就労移行支援等の充実、民間企業への働きかけ等の施策が求められています。

(9) 家族支援の充実

障害福祉サービス等は質量ともに充実してきてはいるものの、障害のある人への介助を家族に頼っている世帯はまだ多いです。在宅介護を支える家族が介護から一時的に離れ心身ともにリフレッシュする機会を得られるようにしたり、相談の機会や家族同士の交流の機会を創出することが求められています。



第 3 章

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

基本指針では、障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画及び障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の7項目について成果目標を設定することが適当であるとしています。また、成果目標を達成するために必要な量等を計画に見込むことが適当であるとしています。

1 施設入所者の地域生活への移行

基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに5%以上の削減することとしています。

この目標の達成には受け皿となる重度障害のある人を受け入れ可能なグループホームが増えることや、入所者の意思決定支援が必要であることから、高い専門性を持った支援が必要です。

本市では入所者や家族の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を進め、以下の目標の達成を目指します。

基準数	
令和4年度末の施設入所者数	80人
目標値	
令和8年度末までの地域生活移行者数	5人
令和8年度末の施設入所者数	76人

|| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、都道府県に精神障害のある人の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすること、精神病床における1年以上長期入院患者数を一定数以下に抑えること、精神病床における早期退院率を一定以上にすることの3点を目標値として設定することを求めています。市町村には精神障害に対する重層的な連携による支援体制についての見込みを設定することを求めています。

本市では、令和6年度から始まる第5次地域福祉計画において重層的支援体制整備事業(※)の推進を掲げます。重層的支援体制整備事業の推進には地域包括ケアシステム(※)において受け止めた精神障害の課題を必要な機関につないで支援していくことが必要です。

本市では、自立支援協議会のこころグループにおいて精神障害のある人の地域生活のための保健、医療及び福祉関係者による協議の体制を確立しており、引き続きその充実に努めます。

※ 「重層的支援体制整備事業」とは、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築をコンセプトに「属性や世代を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、それらを効果的・円滑に実施するため「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を加えた5事業を一体的に実施する事業です。

※ 「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことを言います。

○基本指針の示す活動指標と見込み

指標	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4	4	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	19	20	20	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	人	7	3	3	3	3	3
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	人	33	33	33	33	33	33
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	人	37	45	48	51	54	57
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	4	4	5	5	5	5

3 地域生活支援の充実

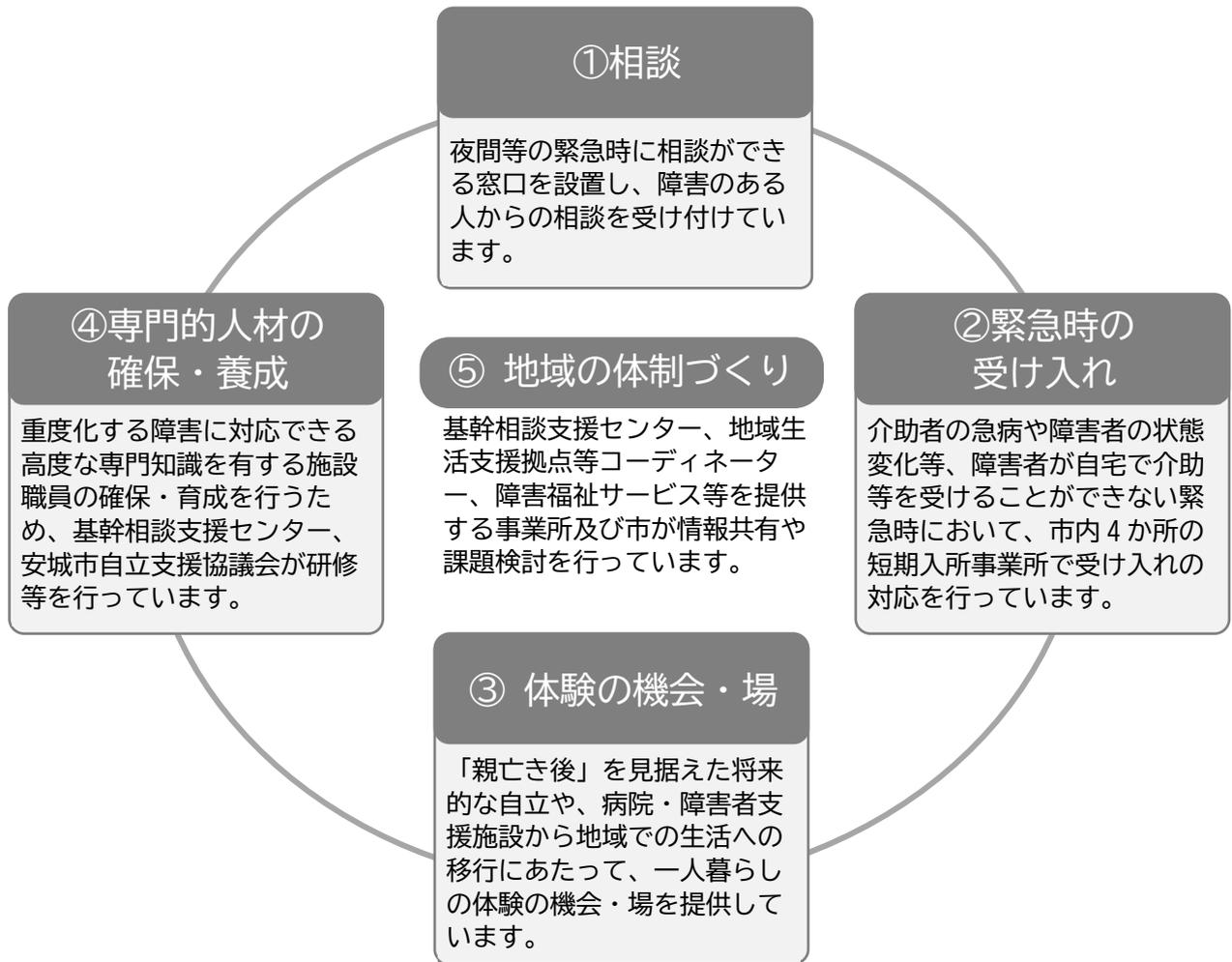
基本指針では、令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

また、令和8年度末までに、強度行動障害のある人に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

地域生活支援拠点等とは、障害のある人や介助する家族の高齢化、「親亡き後」の生活を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるための支援体制を指します。

本市においては、次の概念図のとおり、5つの機能を柱としています。

■安城市の地域生活支援拠点等の概念図



本市では、地域生活支援拠点等の設置については拠点の機能を有する複数の事業所が横の連携で支援に当たる面的整備が済んでいますので、本市独自の成果目標を設定します。強度行動障害のある人への支援については、本市でも支援が困難な事例が多くあるため、支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援ができるよう、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

指標	令和4年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
一人暮らしのための体験部屋の実利用人数	4人	8人
一人暮らしのための体験部屋の利用回数	34回	60回
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数	2人	4人
地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回	1回
強度行動障害のある人の支援体制の整備	未整備	整備

4 福祉的就労等から一般就労への移行等

基本指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行実績を、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとしています。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本としています。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上とすることを基本としています。

また、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

本市では、以下のように成果目標を設定し、在宅就労も含め、障害特性に応じた多様な就業機会の確保に努めます。

基準数		
令和3年度の 一般就労移行者数	うち就労移行支援	47人
	うち就労継続支援A型	34人
	うち就労継続支援B型	11人
		1人
目標値		
令和8年度中の一般就労移行者数	62人	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労移行支援)	44人	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	15人	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人	
令和8年度における一般就労へ移行した者のうち 就労定着支援の利用者数	7人	
令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率 7割以上の事業所の割合	2割5分以上	
令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	

5 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

また、令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することとしています。

加えて、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

本市では、児童発達支援センターが2か所整備されており、発達に心配や遅れのある子どもに18歳まで継続した支援を実施しています。今後はその体制を維持しつつ、障害のある子どもへの支援が充実するよう努めます。また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための保育所等訪問支援事業所が複数あり、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所も複数あります。

医療的ケア児への支援については、令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。愛知県は令和4年度に7か所の医療的ケア児支援センターを設置し、地域ごとに医療的ケア児等アドバイザーを配置し、令和5年度から愛知県のすべての医療的ケア児とその家族に対する支援ネットワーク構築事業が始まっています。本市では令和5年4月1日時点で医療的ケア児等コーディネーターが8人いますので、医療的ケア児等コーディネーターとともに愛知県の事業に協力し、医療的ケア児及びその家族への支援に当たります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児のための連携を図ることを目的とした協議の場を設置しており、今後も協議の場の継続に努めます。

Ⅱ 6 相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとしています。自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することとしています。

本市では、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業所に対する指導に当たっています。また、自立支援協議会では、多くの専門部会があり、地域課題の解決に向けて活発に活動しています。

しかしながら、第2章5（4）のとおり、相談支援専門員が不足しており、十分な相談ができないことも危惧される状況にあります。

今後も基幹相談支援センター及び自立支援協議会の充実を推進するとともに、必要な相談支援専門員の確保に努めます。

○基本指針の示す活動指標と見込み

指標	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	25	13	25	25	25	25
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	15	15	15	15	15	15
地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数	件	12	12	12	12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	5	4	5	5	5	5
事例検討の参加事業所数	回	7	7	8	8	8	8
協議会の専門部会の設置数	個	12	13	14	12	12	12
協議会の専門部会の実施回数	回	87	73	84	72	72	72

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。

障害福祉サービス等の質向上への対策としまして、市職員には、愛知県や各種福祉団体が提供する研修機会に積極的に参加させています。事業者に対しては、自立支援協議会を通じて虐待防止や応用行動分析学等の研修機会を提供しています。また、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析を事業者提供し、適正な給付費の請求を促しています。

今後も以上の取組を引き続き推進し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

○基本指針の示す活動指標と見込み

指標	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修への市職員の参加者数	人	10	10	10	10	10	10
審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	回	12	12	12	12	12	12



第4章

障害福祉サービス等の見込み

1 見込量確保のための方策

基本指針では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援に係る見込量を年度ごとに必須又は任意で定めることが適当であるとしています。また、その見込量確保のための方策を定めることが適当であるとしています。

事項以下に示す障害福祉サービス等の見込量を確保するため、予算を確保します。

なお、第2章5で取り上げた介護員の不足、相談支援専門員の不足の課題については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を注視するとともに、必要に応じて市としての支援策を検討します。また、重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れられるグループホーム不足の課題については、事業者から新設の相談があった場合は協力していきます。

2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	2,353	2,474	2,540	2,610	2,680	2,750
	人/月	168	178	183	188	193	198
重度訪問介護	時間/月	1,182	1,206	1,200	1,300	1,300	1,300
	人/月	7	7	7	8	8	8
同行援護	時間/月	198	215	218	221	223	226
	人/月	18	19	20	20	21	21
行動援護	時間/月	126	116	116	116	116	116
	人/月	11	10	10	10	10	10
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援をします。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害のある人本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します（令和6年度から新設予定の事業）。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
医療型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、重症心身障害などの重い障害のある人を短期間医療機関などへ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などをします。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	7,324	7,275	7,350	7,420	7,500	7,580
	人/月	388	388	392	396	400	404
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	25	5	11	11	11	11
	人/月	2	1	1	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	41	49	48	48	60	72
	人/月	3	3	4	4	5	6
就労移行支援	人日/月	983	868	924	983	1,040	1,110
	人/月	55	50	53	56	59	62
就労継続支援 （A型）	人日/月	2,735	2,828	2,910	2,970	3,040	3,100
	人/月	140	147	150	153	157	160
就労継続支援 （B型）	人日/月	4,049	4,701	5,180	5,660	6,140	6,620
	人/月	254	289	319	348	378	407
就労定着支援	人/月	25	36	39	41	36	37
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	8	9
療養介護	人日/月	472	445	456	456	456	456
	人/月	16	15	15	15	15	15
福祉型短期入所	人日/月	272	387	392	397	402	406
	人/月	79	80	81	82	83	84
医療型短期入所	人日/月	5	24	33	38	48	57
	人/月	2	6	8	9	11	13

※各年度月平均

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	138	147	157	167	177	187
施設入所支援	人/月	82	79	78	77	75	74

※各年度月平均

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談などの必要な支援をします。

○ 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	302	323	345	369	395	423
地域移行支援	人/月	3	1	2	2	2	2
地域定着支援	人/月	30	30	33	34	35	36

※各年度月平均

|| 3 地域生活支援事業の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	概要
理解促進研修 ・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

○ 必要な量の見込み

本事業についてはボランティア団体に委託するなどして毎年度実施します。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	概要
自発的活動支 援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

○ 必要な量の見込み

本事業については社会福祉法人に委託して毎年度実施します。

(3) 相談支援事業

事業名	概要
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

○ 必要な量の見込み

相談支援事業のうち、住宅入居等支援事業については、地域生活支援拠点等の一環として、相談支援事業者に委託して実施します。その他の相談支援事業については安城市社会福祉協議会に委託して実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	概要
成年後見制度法人後見支援事業	判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人などが得られないときに社会福祉協議会が後見人となり財産管理などの法律行為について支援します。

○ 必要な量の見込み

本事業については安城市社会福祉協議会に委託して毎年度実施します。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより支援します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	件/年	377	410	435	461	488	517
要約筆記者派遣事業	件/年	38	37	40	40	40	40

(7) 日常生活用具給付等事業

事業名	概要
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対して、日常生活用具等を給付します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	9	9	9	9	9	9
自立生活支援用具	件/年	19	23	23	24	24	24
在宅療養等支援用具	件/年	47	38	38	38	38	38
情報・意思疎通支援用具	件/年	24	20	22	22	22	22
排泄管理支援用具	件/年	3,408	3,149	3,300	3,300	3,300	3,300
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	5	5	5	5	5

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(9) 移動支援事業

事業名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	151	161	171	181	190	200
	時間/月	923	1,076	1,140	1,200	1,270	1,330

※各年度月平均

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	概要
地域活動支援センター事業	障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

○ 必要な量の見込み

本市では委託事業として地域活動支援センター「陽なた」があり、精神障害のある人の集いの場、相談の場などの居場所として提供しています。この委託事業の活動の一部が地域活動支援センター機能強化事業になります。

なお、令和5年度に試行として「陽なた」を8か所の地区福祉センターで巡回実施しました。地域で孤立しがちな障害のある人とその親への支援のため、巡回実施等の事業を推進します。

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	4,348	4,089	4,200	4,200	4,200	4,200

(11) 任意事業

事業名	概要
訪問入浴事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障害のある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族などの介護負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
地域移行のための安心生活支援	地域における自立を促進するための自立生活体験の場や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、障害のある人の地域生活を支える体制を整えます。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民と一体となった振興を図ります。
文化芸術活動振興	障害のある人などの作品展、音楽会、映画会などの芸術文化活動の機会を提供し、創作意欲を助長するための環境の整備及び必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	障害のある人を対象として、自動車運転免許取得費用の一部を助成します。身体障害のある人が自動車を改造する必要がある場合に、その改造に要する経費の一部を助成します。
知的障害者職親委託	知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、自立更生を図ります。
更生訓練費給付	障害のある人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。
障害支援区分認定等事務	障害支援区分の認定等のために調査を実施したり、審査及び判定に当たって医師に意見書を作成させる事務等を行います。

○ 必要な量の見込み

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	回/月	200	190	195	198	201	204
	人/月	29	29	29	29	29	29
日中一時支援事業	人/月	201	183	188	192	197	202
	回/月	1,046	877	977	1,000	1,020	1,050

※各年度月平均

訪問入浴・日中一時支援以外の事業は毎年度実施します。

(12) 地域生活支援促進事業

事業名	概要
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、精神保健福祉士を配置し、虐待時の対応のための体制を整備します。
成年後見制度普及啓発事業	弁護士等による講演会を開催するなど普及啓発を行います。
発達障害のある人及びその家族等に対する支援事業	発達障害のある人の早期発見・早期支援のために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等による支援を行います。
雇用施策との連携による重度障害者等就労等支援特別事業	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金・通勤援助助成金」を活用しても支障が残る場合などに、市の事業として重度障害のある人等の就労を支援します。 (令和5年度開始事業)
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に修学するにあたり、通学中及び大学の敷地内における身体介護等のサービスを提供します。 (令和5年度開始事業)

○ 必要な量の見込み（年間）

事業名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害のある人及びその家族等に対する支援事業（支援プログラム受講者数）	人／年	42	42	42	42	42	42
雇用施策との連携による重度障害者等就労等支援特別事業	人／年	-	-	1	1	1	1
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	人／年	-	-	1	1	1	1

障害者虐待防止対策支援事業及び成年後見制度普及啓発事業については毎年度実施します。

4 障害児通所支援・障害児相談支援の見込量

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに対し、放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障害のある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業。

○ 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	1,540	1,786	1,870	1,970	2,070	2,170
	人/月	101	134	140	145	151	158
医療型児童発達支援	人日/月	1	8	8	8	8	8
	人/月	0	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	4,075	4,680	4,710	4,980	5,270	5,560
	人/月	369	412	435	460	486	513
保育所等訪問支援	人日/月	5	11	15	18	21	24
	人/月	4	11	15	18	21	24
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	128	145	158	172	187	204
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	5	7	8	9	10	10

※各年度月平均

5 その他の支援の見込量と確保策

(1) 保育園等への障害のある子どもの受入れ

あいちはぐみんプラン2020-2024では、障害のある子どもへの幼児期の支援として、「市町村は、保育所等において、障害のある幼児の受入れに必要な環境改善や職員の資質向上を図ります。県は、環境改善等に対する費用の助成を行い、障害児保育や特別支援教育の充実に努めます」としています。また、「県は、放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れに必要な環境改善や、専門的な知識等を有する放課後児童支援員の配置への支援を行うとともに、放課後児童支援員等に対する研修の充実に努めます」としています。この愛知県の計画を受け、また、幼少期において障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、本市では保育園等における障害のある子どもの受入れ体制の整備に努めます。

○ 必要な量の見込み（年間）

指標	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園・認定こども園における障害のある子どもの受け入れ	人	36	35	35	35	35	35
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある子どもの受け入れ	人	44	74	79	84	89	94



計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、国や県、自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成し、障害のある人が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

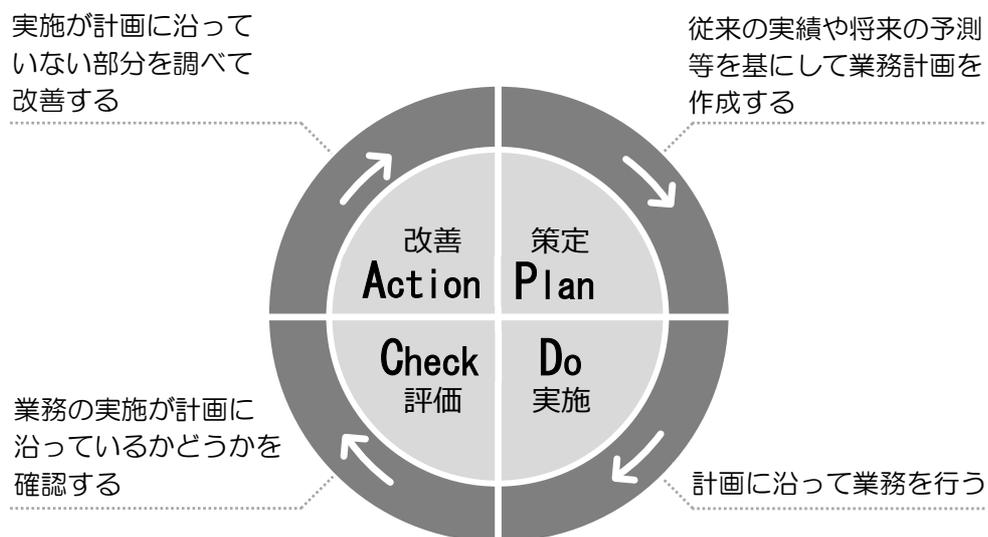
2 計画の進捗管理

基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 安城市障害者福祉計画策定委員会

(1) 安城市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期 令和4年10月27日～令和6年3月31日

氏名	所属及び役職等	選任区分	備考
神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	社会福祉関係者	委員長
岡本 雅彦	安城市医師会 会長	医療関係者	副委員長
鶴田 実	安城市町内会長連絡協議会 副会長	地域住民関係者	～R5.5.31
石原 隆義	安城市町内会長連絡協議会 会計		R5.6.1～
飯島 徳哲	安城市医師会（精神） 医療法人純和会矢作川病院 理事長	医療関係者	
山本 健一	安城市小中学校長会 特別支援教育推進協議会長	教育関係者	
石黒 真理	愛知県立安城特別支援学校 教頭	教育関係者	
志水 みゆき	刈谷公共職業安定所（ハローワーク） 就職促進指導官	雇用関係者	～R5.5.31
飯田 真由美	刈谷公共職業安定所（ハローワーク） 所長		R5.6.1～
中根 恵美子	衣浦東部保健所 健康支援課課長補佐	保健関係者	～R5.5.31
西出 素子	衣浦東部保健所 健康支援課主査 （班長）		R5.6.1～
石川 誠	安城商工会議所 雇用労働委員会委員長	企業等関係者	～R5.2.28
大見 満宏	安城商工会議所 雇用労働委員会委員長		R5.3.1～
小原 治雄	安城市民生委員児童委員協議会 障害福祉部会 副部会長	地域福祉関係者	～R5.2.28
柴田 正義	安城市民生委員児童委員協議会 障害福祉部会 副部会長		R5.3.1～
三輪 秀昭	安城市ボランティア連絡協議会 会員	地域福祉関係者	
都築 文明	安城市身体障害者福祉協会 会長	当事者団体を 代表する者	
原 恵美子	安城市手をつなぐ親の会 会長	当事者団体を 代表する者	
藪内 敏彦	精神障害者安城地域家族会 「ぶなの木会」会長	当事者団体を 代表する者	

氏 名	所属及び役職等	選任区分	備考
長谷川 朱美	社会福祉法人聖清会 主任	事業所関係者	
小川 正人		当事者 (公募市民)	
藤田 千恵子		当事者 (公募市民)	

※ 敬称略

|| 2 計画の策定経過

年 月 日	会議名等	内容
令和4年10月27日	第1回策定委員会	・計画の策定方針について ・アンケート案について
令和4年12月20日 ～令和5年1月12日	アンケート実施	
令和5年1月31日	関係団体等懇話会	・事前提出のヒアリングシートに基づいて意見交換
令和5年3月23日	第2回策定委員会	・アンケートの集計結果について ・令和5年度の開催予定
令和5年6月29日	第3回策定委員会	・計画の骨子について
令和5年9月11日	関係団体等懇話会	・計画素案を基に意見交換
令和5年10月12日	第4回策定委員会	
令和5年12月	パブリックコメント実施	
令和6年1月25日	第5回策定委員会	
令和6年2月	市長への答申	

|| 3 諮問・答申

令和4年10月27日

安城市障害者福祉計画
策定委員会委員長 様

安城市長 神 谷 学

第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画
の策定について（諮問）

本市に暮らす誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いに尊重し合い、共に支え合う地域社会の構築を図るとともに、本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画並びに児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定にあたり、障害者総合支援法第88条第10項及び児童福祉法第33条の20第10項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。